

応募者の資格要件について



令和2年2月26日

1 ガス事業運営の確認について

- より良い提案をいただくため、多種多様な事業者の参画を可能とし、資格審査ではガス事業運営の実績があることを要件とせず、提案審査にて応募者（代表構成員・構成員）と協力企業一体として評価することとしていた。
- 一方で、第7回委員会にて委員より以下のご意見を頂戴した。
- 多様なサービス提供も重要であるが、ガス事業の運営が最重要事項ではないか。
- 比較的自由度が高く、出資を行わない協力企業が、ガス事業の運営を担ってもよいとするのか。



- 本市ガス事業は、他の民営化事例と比べ、規模が大きく、安全・安心なガスの安定供給という視点をより重視する必要があるものと思料。
- 資格審査において、応募者に対してガス事業運営の要件を求めることで、事業譲渡後の安全・安心なガスの安定供給をより確実に担保できるものと思料。
- なお、他都市事例においては、「一般ガス導管事業について経済産業大臣の許可を得ていること」を資格審査の要件としていることが多い。



- 「一般ガス導管事業について経済産業大臣の許可を得ていること」を資格審査の要件としたい。
- 代表構成員・構成員のいずれかに上記要件を求め、協力企業だけがガス事業運営を担うという構成を認めないこととしたい。

2 協力企業に対する資格審査実施について

- 協力企業は、本市と直接譲渡契約を締結する法人ではないことから、本市と民間事業者が契約を締結する際に最低限必要とされる要件（下記参照）の確認は行わないこととしていた。
- 一方、第7回委員会にて委員より、反社会的勢力との関わりがある等の問題が公募手続き終了後に発覚する可能性があるため、協力企業に対する必要最小限の要件確認を行わなくてよいのかというご意見を頂戴した。



- 協力企業の位置づけとしては、「提案内容を事業譲受会社が遂行するにあたり重要な機能を提供する法人」であり、前段の整理から、生活関連サービス等を提供する事業者が主として想定される。
- 公募手続き終了後に、最低限必要とされる要件を満たさないことが判明した場合、協力企業や提供サービスの変更等が生じ、提案内容が履行されない可能性がある。



- 提案内容の確実な履行を求め、協力企業に対しても、資格審査（本市が民間事業者と契約を締結する際に最低限必要とされる要件の確認）を実施することとしたい。

本市が民間事業者と契約を締結する際に最低限必要とされる要件

- 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと
 - 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと
 - 仙台市税の滞納がないこと
 - 有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと
 - その他実績等必要と認める事項（破産法（平成16年法律第75号）、会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく各手続き開始の申立てがされていないこと 等）
- ※外資系企業の排除規定は設けないこととしたい。

3 協力企業の複数グループへの参画について

- 多様な提案をいただくため、協力企業に対しては、複数の応募者の提案に協力すること、応募者の組成が確定した後も、提案審査締め切りまで随時参画することを認めることとしていた。
- 一方で、第7回委員会にて委員より以下のご意見を頂戴した。
- 協力企業が複数グループに参画する場合、協力企業が提案内容の情報を別グループに共有してしまう危険性がある。
- 情報遮断等の対応、もしくはある程度のところで協力企業を固定化させたりする必要があるのではないか。



- 「多様な提案をいただくこと」と「情報漏洩の危険性を防ぎ、公正性・公平性を保つこと」という2つの要素を公募手続きに反映させていく必要がある。
- 応募者に「一般ガス導管事業について経済産業大臣の許可を得ていること」を求めたことで、協力企業として参画する事業者は、生活関連サービス等の事業者が主となることが想定されるため、協力企業に共有される情報は一定程度限定的であるものと思料。
- 一つのグループにのみ参画可能とする場合、例えば通信事業者等が協力企業として参画せず、多様性のある提案がされる可能性が低くなることが想定され、民営化計画における「市民サービスの向上・地域経済活性化」の趣旨に反することとなる。
- 他方、協力企業に対する最低限の情報開示や秘密保持契約の締結等、代表構成員に情報管理の徹底を求めることで、情報漏洩の危険性は一定程度低くなるものと思料。



- 以上より、協力企業の複数グループへの参画を認めるものと改めて整理したい。

応募者

代表構成員

構成員

協力企業

- 資格審査時に以下の要件を満たすことを求める。
 - ① 本市が民間事業者と契約を締結する際に最低限必要とされる要件
 - ② 現在、ガス事業法第2条第5条に定める一般ガス導管事業について経済産業大臣の許可を得ていること
- 代表構成員及び構成員、両者のいずれかと関係会社の関係にある法人は、他の応募者に参加することはできない。

- 代表構成員に情報管理の徹底を求める。

- 本市が民間事業者と契約を締結する際に最低限必要とされる要件を満たすことを求める。
- 複数の応募者の提案に協力することができる。
- 応募者の組成の確定以後も、新たに応募者に参画することができる。